

平成 20 年（2008 年） 月 日

長野県知事 村 井 仁 様

長野県行政機構審議会
会長 松 岡 英 子

県の行政機構のあり方のうち現地機関の見直しについて（答申）（案）

平成 19 年 3 月 15 日付け 18 行第 20 号で諮問された「県の行政機構のあり方
について」のうち、現地機関の見直しについて別紙のとおり答申いたします。

目 次

1	再編の背景・必要性	1
2	目指す組織と見直しに当たっての基本的考え方	1
3	現地機関ごとの現状、課題、見直しの方向性	2
(1)	再編の議論対象現地機関	2
(2)	管轄区域見直し	3
①	現地機関全体に共通する考え方	3
②	広域圏単位で管轄区域を検討する機関	3
(ア)	地方事務所福祉課（福祉事務所）	3
(イ)	保健所	4
(ウ)	農業改良普及センター	4
(エ)	建設事務所	5
③	4ブロック単位で管轄区域を検討する機関	5
(ア)	労政事務所	5
(イ)	家畜保健衛生所	6
(ウ)	教育事務所	6
(エ)	消費生活センター	6
④	その他の機関	7
(ア)	農業大学校	7
(イ)	農業関係試験場	7
(ウ)	砂防事務所	8
⑤	関係者との意見交換やパブリックコメントの実施	8
ア	建設・労働関係団体からの意見聴取	8
(ア)	長野県建設業協会	8
(イ)	日本労働組合総連合会長野県連合会	8
イ	審議会に要望を出された下伊那地域の関係団体との意見交換	9
ウ	パブリックコメントの実施	9
(3)	総合現地機関についての考え方	9
(ア)	総合現地機関のメリット、デメリット・課題	9
(イ)	対応案	10
(4)	その他の組織の見直し、業務の連携・集約等	10
4	県と市町村（広域連合）との業務共同化	10
5	現地機関の再編を実施するに当たっての留意点	11
	附属資料	12

現地機関の見直しについて

本庁及び現地機関の組織の見直しについては、平成 19 年 3 月 15 日に知事から当審議会に諮問があり、このうち本庁の見直しについては、平成 19 年 11 月 2 日に答申を行い、それを受けて、平成 20 年 4 月 1 日に部局の再編が実施されました。

もう一つの課題である現地機関の見直しについては、平成 20 年 1 月 22 日開催の第 6 回審議会から実質的な審議を行い、計 7 回の審議会を通じての議論、「現地機関見直し答申素案」に対する県民意見や県議会における議論などを踏まえて、当審議会の考え方を以下のとおりまとめました。

1 再編の背景・必要性

現地機関再編の背景・必要性としては、次の 5 点があげられます。

- ① 交通網の整備・IT 化の進展により、県民の方々や市町村の皆さんの現地機関への来所や、職員の現場への移動などの利便性が相当程度向上し、必ずしも窓口が身近になくてもよい状況が生まれていること
- ② これまで組織を見直さずに職員数を削減してきたために、1 所当たりの職員数が減少し、組織として専門性を確保していくことが難しい状態が生じていること
- ③ 本県をとりまく財政状況がいっそう厳しさを増しているほか、行政改革推進法により地方公共団体でも厳しい定員縮減を求められているなど、組織のスリム化・効率化が欠かせないこと
- ④ 市町村合併が進展し、市町村の役割が拡大する中で、県の役割・権限が変化しており、そうした状況に対応した組織の見直しが必要なこと
- ⑤ 行政需要が多様化しており、従来にも増して統合、専門職の相互配置など現地機関間の連携の強化が必要になってきていること

このようなことから、現地機関の再編を行い、時代の変化に対応した組織としていく必要があります。

2 目指す組織と見直しに当たっての基本的考え方

現地機関の再編に当たって目指す組織としては、

- スリムで効率的な組織
- 機能が発揮できる組織（県民・市町村の利用しやすさ、業務執行のしやすさ等）

の 2 点とし、そうした組織とするために、「現地機関見直しに当たっての基本的考え方」を次のとおりとしました。

- ① 県民の方々の利便性に配慮したうえで、できるだけ広い管轄区域とすることが必要です。それにより、スリムな組織を実現し、人員体制の集約化による専門性の確保・機能の発揮を図ります。

なお、その際には、以下の事項を考慮する必要があります。

- ◇広域圏・ブロックとしてのまとめり・一体性
- ◇県の現地機関全体としての管轄区域の整合性
- ◇利用者の利便性、業務のしやすさ
 - ・サービスを受ける方や現場の数・分布状況、庁舎からの時間距離
 - ・緊急的対応の有無、頻度
 - ・業務の種別（出張対応、来庁対応、電話相談等）
- ◇状況の変化（業務量、県の役割等）
- ◇県と市町村との役割分担、二重行政の排除
 - ・業務の連携、共同化の可能性

② 指揮命令系統が単純で、組織間の連携が取りやすい組織形態とすることが必要です。それにより、意思決定が速く、組織の屋上屋化を排除して、県内部の組織間の連携や、市町村、広域連合等との組織的連携など、効果的な施策運営を図ります。

その際には、以下の事項を考慮する必要があります。

- ◇県民の方々がわかりやすい組織、名称
- ◇機関相互が調整、連携しやすい組織
- ◇業務の共同化も含めた市町村との連携が取りやすい組織

③ 効率的な職員配置とすることが必要です。

それにより、スリムでまとめりのある組織とし、専門性・機動性の確保を図ります。

その際には、以下の事項を考慮する必要があります。

- ◇業務内容
- ◇業務量

3 現地機関ごとの現状、課題、見直しの方向性

(1) 再編の議論対象現地機関

今回の現地機関の見直しに当たって、当審議会での議論の対象とする現地機関は、県内に複数配置されている現地機関（同種の機関又は施設が複数配置されているものを含む。）のうち個別の事情のあるものを除いたものとする事としました。

その際、事務所全体の統合の視点だけでなく、特定業務を一部事務所に集約できないかについても、効率性や業務の専門性の確保の観点から検討することとしました。

また、異なる機関について、関連業務間の連携や業務執行の効率化を考慮し、統合やその他連携を深める手法についても検討することとしました。

個別に検討した結果、以下の現地機関を対象とし、議論を進めてきました。

○広域圏単位で管轄区域を検討する機関

- ・ 広域圏に本所 1 所 地方事務所福祉課（福祉事務所）
- ・ 広域圏に本所 1 所と支所 保健所、農業改良普及センター
- ・ 広域圏に複数配置 建設事務所

○4 ブロック単位で管轄区域を検討する機関

- ・ 4 ブロックに本所 1 所と支所等 労政事務所、消費生活センター
- ・ 4 ブロックに複数配置等 家畜保健衛生所、教育事務所

○その他の機関 農業大学校、農業関係試験場、砂防事務所

また、地方事務所、保健所、建設事務所など現在個別に置かれている現地機関をまとめて総合現地機関を設置することについて、本県の状況を踏まえ、適当かどうかなどについても検討を行いました。

(2) 管轄区域見直し

① 現地機関全体に共通する考え方

現地機関の管轄区域は、圏域としてのまとまりや、各機関の管轄区域を極力一致させる観点から、原則として、本県の広域行政の単位として定着している 10 広域又は 4 ブロックを基本とすることが適当です。

ただし、その基本を踏まえたうえで、時間距離など地域の特殊事情や危機管理対応を考慮する必要があります。

② 広域圏単位で管轄区域を検討する機関

(7) 地方事務所福祉課（福祉事務所）〔現行 10 所〕

【現状と課題】

- ・ 市町村合併による町村数の減少及び高齢者・障害者等の業務の市町村移管により、所管区域・対象者が減少、職員定数も減少していること
- ・ 精神障害者の保健福祉対策、要介護高齢者施策などで、保健分野（保健所）とのより密接な連携が必要となっていること（国からも介護保険事業の円滑な実施のため、可能な限り二次医療圏と区域を一致させる等、保健医療サービス及び福祉サービスの連携を図ることが求められている）

【見直しの方向性】

市町村合併や権限移譲の進展により、福祉事務所の所管区域や業務の対象者が減少していることから、現在県が実施している業務の市町村への委託やさらなる権限移譲について検討しましたが、身近なところでサービスが受けられるメリットがある一方、小規模な町村が多い本県の現状や複雑な法制度のもとでは難しいのではないかと意見が多く出されました。

また、福祉事務所の統合は、被保護世帯等サービス利用者にとって事務所が従来に比べ遠くなり、不便になるケースが生じます。そのため事務所の統合ではなく、生活保護等の業務量が少ない一部の所については、担当する職員の配置を集約することによって効率的な業務執行体制を確保することを検討する必要があります。

以上の 2 点を踏まえたうえで、見直しの方向としては、精神障害者の保健福祉対策や要介護高齢者施策等において、保健分野と福祉分野が、今後より密接な連

携を図っていくようにするため、保健所と福祉に関する事務所という2枚看板にはなりますが、全国的にも35道府県（H19.4.1現在）で福祉・医療が一体となった事務所となっている状況も勘案し、福祉事務所は保健所に統合することが適当です。

ただし、地方事務所福祉課の業務のうち、青少年健全育成等部局横断的な業務などについては、地方事務所で担当することも含め、対応を検討する必要があります。

(イ) 保健所〔現行10所6支所〕

【現状と課題】

- ・保健師の分散配置が専門的業務の執行体制の弱体化につながり、効率性、機動性が課題
- ・市町村の保健師数が増加する等市町村の保健関係業務が一定の充実
(市町村保健師数 H9 586人 ⇒ H19 724人)

【見直しの方向性】

平成9年の地域保健法の施行に伴う保健所の統合から10年余を経て、保健師業務を取り巻く状況の変化などを踏まえ、分散配置されている保健師の職員体制を集約し、保健所全体の保健師業務の機能を強化するため、また、市町村の保健師が充実されてきたことから、支所は本所に統合することが適当です。

ただし、本所と管内市町村間の時間距離など地域の特殊事情を考慮することが必要です。

(ウ) 農業改良普及センター〔現行10所8支所〕

【現状と課題】

- ・農家数(販売農家数)の減少(販売農家数 H7 103,466戸 ⇒ H17 74,535戸)
- ・農業産出額の減少(H9 334,760百万円 ⇒ H18 275,880百万円)
- ・組織を見直さず職員定数を削減してきたため、専門項目ごとの普及員の配置が難しくなっており、専門的知識経験を要する業務の体制が弱体化
(H9 249人 ⇒ H19 182人)

【見直しの方向性】

平成9年に現行の10所8支所(当時は9支所)体制に統合して以来10年余の間に職員定数が削減されてきた状況に対して、その組織的対応として、少人数が分散配置されているセンター職員の体制を集約し、効率的な組織にするとともに、地方事務所農政課や農業関係試験場との十分な連携を図るため、支所は本所に統合することが適当です。

ただし、農業生産の拠点地域を抱えているといった状況や、本所と管内市町村間の時間距離など地域の特殊事情を考慮することが必要です。

(エ) 建設事務所 [現行 16 所]

【現状と課題】

- ・ 公共事業費等の大幅な減少 (H10 260,073 百万円 ⇒ H19 77,691 百万円)
- ・ 道路等の維持管理業務量の増大
- ・ 組織を見直さず職員定数を削減してきたため、1 所当たりの職員数が少なくなり、専門知識・技術の継承や複数チェック体制が確保しにくいなど組織力が弱体化 (H9 900 人 ⇒ H19 740 人)

【見直しの方向性】

過去における現地機関の見直しの議論において、建設事務所の管轄区域の広域化はこれまでも課題として捉えられてきました。

今回、当審議会で審議を行った結果、建設事務所の将来的な方向性としては、圏域としてのまとまりや、各機関の管轄区域を極力一致させる観点から、基本的には 10 広域ごとに 1 所とし、他の所は、道路維持管理等身近な業務を行う支所等とすることが適当との結論に達しました。

しかしながら、建設事務所が存在していること自体が災害対応などの観点から地域に安心感を与えていることを考慮すると、一気に 10 所に再編することは難しく、多少時間をかけることも必要です。

その一方で、建設事業の業務量が大幅に減少していることや、1 所当たりの職員数が少人数の体制になっていることから、災害など危機管理対応のための体制を考慮しつつ、専門性の確保の観点から、地域性に配慮したうえで、特定の業務は 10 所に集約することを検討する必要があります。

③ 4 ブロック単位で管轄区域を検討する機関

(ア) 労政事務所 [現行 4 所 1 分室 1 駐在]

【現状と課題】

- ・ 組織を見直さない中で職員定数を削減してきたため、1 所当たりの職員数が少なくなり、専門的知識経験を要する業務の体制が弱体化 (H9 34 人 ⇒ H19 16 人)
- ・ 4 所 2 分室体制を H18.4.1 に地方事務所 (当時の産業労働チーム、現在の商工観光課) の付置機関とし、4 所 6 分室体制としたが、専門性の確保が図られないなどの問題から、H19.4.1 に現行の体制としたこと

【見直しの方向性】

職員体制を集約し、専門的知識経験を要する業務に対応できるようにすることなどから、1 ブロック 1 所体制とし、分室及び駐在は本所へ統合することが適当です。

(イ) 家畜保健衛生所 [現行 5 所 1 支所]

【現状と課題】

- ・畜産農家数（H9: 3,180 ⇒ H19:1,611）、飼養家畜頭数の減少（家畜単位 H9:121,254 ⇒ H19:89,922）、1戸当たりの飼育規模の拡大（家畜単位 H9:88 ⇒ H19:135）
- ・鳥インフルエンザ、BSEなどの危機管理への迅速な対応の必要性

【見直しの方向性】

4ブロックに本所、支所が複数配置されるなど、1ブロック1所体制とはなっていませんが、鳥インフルエンザ対策等危機管理への迅速な対応の必要性から、現行の5所1支所体制を維持することが適当です。

(ウ) 教育事務所〔現行6所〕

【現状と課題】

- ・児童生徒数の減少（H9 215,645人 ⇒ H19 189,988人）
- ・学校数の減少（H9 610校 ⇒ H19 588校）
- ・教科によって、教科指導担当の指導主事が他所兼務により相互補完
- ・各事務所が管轄する小中学校数、教員数等にアンバランス

【見直しの方向性】

児童生徒数、学校数が減少している状況や、現在、教科指導の大半の教科において、上田教育事務所、伊那教育事務所の職員がそれぞれ兼務で東信管内、南信管内のブロック全体をカバーしているなど、教科指導担当の指導主事が相互補完をしている現状などを踏まえ、1ブロック1所体制を基本とすることが適当です。

ただし、へき地校の多さなど地域性を考慮して、学校管理の支援業務などについて、職員配置など人的・組織的対応や会議の開催場所・手法の工夫等、サービス低下にならない措置を検討する必要があります。

(イ) 消費生活センター〔現行4所1支所〕

【現状と課題】

- ・特定商取引法等による事業者規制の強化、長野県消費生活条例の制定等、行政権限が強化される流れの中で、本庁及び地方事務所と消費生活センターとの連携強化
- ・4所1支所間の相談件数の差、電話相談中心
- ・市町村の相談件数や相談窓口の状況に差がある中で、市町村との役割分担

【見直しの方向性】

当審議会の議論では、県のセンターと市町村の役割分担の明確化について意見が出されています。

一方、国では、消費者行政の充実について検討がなされ、平成20年6月27日に「消費者行政推進基本計画」が閣議決定され、その中で、

- ・地方の消費生活センターを法的に位置付け、全国ネットワークを構築
- ・消費生活センターの設置運営の充実に対する国の財源確保

を盛り込み、市町村を含めた地方の体制整備を進めようとしています。

法律の内容や財政支援の具体的中味は国において検討中であり、本県の消費生活センターのあり方について、当審議会として具体的な方向性を示すことはできませんが、国の制度化の状況や県内市町村の動きを見つつ、平成21年1月に施行される長野県消費生活条例の運用を含め、市町村との役割分担を勘案のうえ、県としての的確な組織体制となるよう努めていくことを求めます。

④ その他の機関

(7) 農業大学校 [現行農学部キャンパスが2箇所]

【現状と課題】

- ・入学希望者の減少（定員60人に対し、H20入学者数42人）
- ・H14年度の学部再編（指導学部 定員75人と営農学部営農学科 定員40人を再編）により農学部総合農学科（定員60人 2年課程）のキャンパスを長野市（松代）と小諸市に分散配置

【見直しの方向性】

農学部が1年、2年生でキャンパスが分かれているため先輩後輩の交流が希薄になることや、2年間の修学期間のうち1年ごとに引越しを余儀なくされるなど、生徒の教育にとって必ずしも好ましい状況にはなく、そうした教育上の配慮と学部としての一体的・効率的運営の観点から、農学部は松代に集約し、研修部は小諸に存置することが適当です。

なお、就農希望者や農業者向けの研修について、「食と農業・農村振興計画」に基づく施策を戦略的に実行し、目標を達成するために、カリキュラム等研修内容の充実強化の検討を求める意見が複数の委員から出されました。

(4) 農業関係試験場 [現行 品目型4場 地域対応型2場 企画調整型1場]

【現状と課題】

- ・研究員が減少している中で、農業技術の高度化・専門化・多様化に伴った人員配置が十分でなく、試験研究のための体制が弱体化（H9 264人 ⇒ H19 205人）
- ・新たな研究施設や設備の整備への対応の難しい状況
- ・農業技術の高度化・多様化・専門化、産地間競争の激化、販売価格の低下、産出額の減少、農業者の減少、気象の温暖化

【見直しの方向性】

激化する国内外の農業の生産競争を勝ち抜くためには、品種や技術の開発力を強化することが必要であり、試験場の組織について、品目別を基本に、品目の適地性にも考慮した試験研究体制に再編することが適当です。

その際には、南北に長く、標高差も大きいため、最高・最低気温・平均気温や降水量など地域によって気象条件等が大きく異なる本県の実況から、地域性も考慮した試験研究体制とすることが必要です。

(ウ) 砂防事務所 [現行3所]

【現状と課題】

- ・砂防公共事業費等の大幅な減少 (H10 40,439 百万円 ⇒ H19 10,737 百万円)
- ・これまで建設してきた施設の維持管理や新たなソフト事業の業務量の増大
- ・組織を見直さず職員定数を削減してきたため、1所当たりの職員数が少なくなり、専門知識・技術の継承や複数チェック体制が確保しにくいなど組織力が弱体化 (H9 48人 ⇒ H19 40人)

【見直しの方向性】

砂防事務所の管轄区域は、急峻で脆弱な地質など災害の多い地域であることや、緊急時など地元の皆さんの安全・安心のよりどころとされる砂防事務所に対する信頼感を考慮すると、現行の3所体制は維持することが適当です。

しかしながら、1所当たりの職員数が少なくなっている状況から、一部業務を近隣の建設事務所に集約し、効率化を図ることを検討する必要があります。

⑤ 関係者との意見交換やパブリックコメントの実施

管轄区域見直しについては、現況や課題についての資料や関係部局の意見等に基づく議論のほか、次により関係者との意見交換やパブリックコメントを行いました。

ア 建設・労働関係団体からの意見聴取 (平成20年5月22日第9回審議会)

(7) 長野県建設業協会

建設事務所及び砂防事務所に関し、会長(当時)から、①災害が多い長野県であることを考えると、初期対応のため事務所は身近にあってほしい、②職員数の削減をしなければならないという状況でも、二つの事務所を一つにしてしまうのではなく、二つのうち一つは維持管理だけにするといった方法を考えてほしい、等の意見をいただきました。

(4) 日本労働組合総連合会長野県連合会

労政事務所に関し、副事務局長から、①働く3人に1人が非正規労働者という状況、労働環境が厳しくなっている状況、労政事務所の管轄区域が広い状況等を考慮すると、最低でも4ブロックに1所の体制は必要である、②見直しに当たっては、活動に地域間格差が生じないようにしてほしい、③専門性を持った職員の配置をしてほしい、等の意見をいただきました。

イ 審議会に要望を出された下伊那地域の関係団体との意見交換 (平成20年8月6日 阿南町役場)

南信州広域連合、阿南町、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、豊丘村、下伊那南部ブロック農業委員会協議会、飯伊市町村教育委員会連絡協議会、下伊那校長会、飯伊地区社会教育委員連絡協議会、飯田市公民館運営協議会、飯伊PTA連合会の町村長、会長等

保健所阿南支所、農業改良普及センター阿南支所、下伊那南部建設事務所及び飯田教育事務所に関し、それぞれの団体から、存続すべきとの意見が出されました。

各現地機関に共通する理由として、下伊那地域は、広大な面積を有していること、未整備区間の多い道路状況等から行政サービスを受けるための移動に相当な時間がかかること、小規模分散型のサービスを展開せざるを得ないこと、県庁から遠く離れていること、等が指摘されました。

また、保健所については、支援対象者への集団指導ができず、訪問指導が不可欠であること、農業改良普及センターについては、地域の主要産業であり、気象条件等が異なる中できめ細かな対応が求められていること、建設事務所については、災害時に孤立するおそれのある地域が多く、日常はもとより災害時の迅速な活動が必要であること、教育事務所については、へき地校が多いこと、経験年数が少ない教職員が多いこと、市町村教育委員会の職員体制が脆弱であること等から、教育事務所が身近にあって、諸問題に迅速に対応することが必要であること、等の意見が出されました。

これを受け、意見交換に出席した複数の委員から、県庁や飯田市からかなり時間がかかることや地域の広さなどについては、実施案を策定するに当たって考慮する必要があるとの感想が出されました。

ウ パブリックコメントの実施

7月14日～8月12日にかけての約1ヵ月間、答申素案について県民意見を募集し、153件のご意見をいただきました。これらのご意見や県議会での議論、各地域からの要望等を踏まえ、審議会として、現地機関の管轄区域のあり方についての考え方を整理しました。

(3) 総合現地機関についての考え方

総合現地機関については、平成19年3月策定の『長野県行財政改革プラン』において、組織的課題の一つとして「現地機関の権限強化と総合現地機関の検討」が掲げられています。こうしたことを受け、総合現地機関のメリット、デメリット・課題を検討したうえで、次のような対応案を当審議会としてとりまとめました。

(ア) 総合現地機関のメリット、デメリット・課題

○メリット

- ・事務や権限を幅広く担う体制整備により、総合的行政サービスの提供が可能になること
- ・各現地機関の管理部門の統合によりスリム化が可能になること

○デメリット

- ・十分な権限委譲を行わないと中二階的組織となるおそれがあること
- ・責任の所在が不明確になり、屋上屋になるおそれがあること
- ・組織が大きくなることによるマネジメントの困難性
- ・意思決定に時間がかかり、災害時の対応などに遅れが生じるおそれがあること

○課題

建設事務所の見直しについては、「一気に 10 所に再編することは難しく、多少時間をかけることも必要」との見直しの方向性の整理がされており、しばらくの間は、業務の集約は検討されても、各広域 1 所体制とはならないことが想定され、広域圏ごとに一つの総合現地機関としてまとまる状況ではないこと

(イ) 対応案

前記のメリット、デメリットを比較考慮し、また、総合現地機関の対象として必須の現地機関である建設事務所が、当面、広域圏単位の事務所体制とならないことなどから、総合現地機関の設置は現時点では行わないことが適当と考えます。

一方、広域圏において県行政の総合調整を図っていくことは必要であることから、地方事務所に、その役割として総合調整機能を持たせることが適当です。

そのための措置として、次の 3 点の対応が必要です。

- ① 地方事務所については、10 所の地方事務所としての設置条例がないことから、新たに「地方事務所設置条例」を制定
- ② 現行は町村のみである管轄区域について、新たな条例においては、市を含む広域圏全体を規定
- ③ 新たな条例上に、それぞれの地域の現地機関全体の総合調整機能を地方事務所に付与することを明記

(4) その他の組織の見直し、業務の連携・集約等

前述の「再編の議論対象現地機関」以外の組織にあっても、簡素で効率的な組織、機能が発揮できる組織を目指すことは当然必要です。こうした組織についても「見直しに当たっての基本的考え方」に沿って、現地機関全体に共通する考え方として 10 広域又は 4 ブロックを踏まえた組織の見直しや、異なる機関の業務間の連携を深める手法、効率性や業務の専門性の確保の観点から特定業務の一部事務所への集約等について検討を行い、見直すべきものは見直していくことが必要です。

4 県と市町村（広域連合）との業務共同化

今回の現地機関の見直しに当たっての当審議会の検討事項の一つに「県と市町村（広域連合）との業務共同化」があります。

地方分権改革推進委員会の第一次勧告（平成 20 年 5 月 28 日）など、基礎自治体である市町村への権限移譲等の一層の推進が図られようとする中、小規模町村が多いことや、広域連合の整備が進んでいる本県の状況を踏まえ、県・市町村を通じた業務の効率化を図るため、県と市町

村（広域連合）との業務共同化についても検討することとしました。

そのため、共同化が可能な具体的業務の洗い出しや組織的な体制づくりを含めた手法、課題等について検討する県と市町村の事務レベルの検討会で検討が開始され、平成20年度末を目途に当審議会に報告されることとなっています。

また、時代の変化に対応して、将来的にも議論を深めていく場の設置の必要性があると考えます。

〔主な検討内容〕

- ・ 県と市町村が共同化できる具体的業務の洗い出し
- ・ 市町村が広域で共同処理可能な業務と県の関わりの洗い出し
- ・ 共同化の手法、課題

〔検討会の構成〕

長野県、市、町村、長野県市長会、長野県町村会

5 現地機関の再編を実施するに当たっての留意点

(1) 答申に基づき必要な配慮をしたうえでの県の実施案の策定

現地機関の再編に当たっては、見直しに伴い考慮すべき事項や懸念される事項に十分配慮したうえで、答申に基づく県の実施案を策定する必要があります。

(2) 県民の方々、関係市町村、関係団体等への十分な説明

現地機関の業務は、県民生活や市町村と密接に結びつき、地域の皆さんと共に地域の力を生かせるようにしていく性格のものです。そこで、現地機関の再編の実施に当たっては、こうした県民の方々、関係市町村、関係団体等の皆さんに十分説明していくことが必要です。

(3) 今後の状況変化に対応した適時適切な現地機関の見直し

地方分権改革の推進による国、県、市町村の役割分担の見直しなどにより、県そのものも、あるいは現地機関を取り巻く状況も、今後とも変化していくものと考えられます。こうした状況の変化を踏まえ、適時適切に現地機関の見直しを行っていくことが必要です。

附属資料

1 諮問

18行第20号
平成19年(2007年)3月15日

長野県行政機構審議会会長 様

長野県知事 村 井 仁

県の行政機構のあり方について（諮問）

少子・高齢、人口減少社会の到来、公共的サービスの担い手となる多様な活動主体の展開や地方分権と市町村合併の進展など本県を取り巻く環境は大きく変化を遂げています。

県では、「長野県行財政改革プラン」を策定し、こうした環境の変化に対応し、中期総合計画に基づく施策を戦略的に実行するための行財政基盤、地方分権時代に即した持続可能な行財政基盤、スリムで効率的な行財政基盤の確立を目指して行財政改革の取り組みを始めました。

この中で行財政改革推進のための柱の一つに「行政システム改革」を掲げて県組織のスリム化・効率化を目指し、本庁部局及び現地機関の見直しを実施していくこととしております。

ついでには、これら県の行政機構の統廃合、見直しを含むあり方について、長野県行政機構審議会条例第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

2 審議経過

開催回	年 月 日	主 な 内 容
6	平成20年1月22日	現地機関見直しの背景・必要性、主な検討事項
7	3月25日	現地機関見直しの観点、議論対象現地機関
8	4月21日	現地機関見直しの基本的考え方、現地機関別状況
9	5月22日	関係団体からの意見聴取、論点整理
10	7月10日	現地機関見直しに係る要望書、県議会意見等、論点整理、
11	8月26日	現地機関見直しに係る県民意見等に対する審議会の考え方、現地機関見直し答申案
12	9月2日	現地機関見直し答申案、民間協働専門部会からの報告

3 審議会委員（◎会長、○会長代理）

（五十音順、敬称略）

氏 名	役 職 等
いしかわ まもる ○市川 衛	（財）ながの観光コンベンションビューロー理事長
おおにし ゆうたろう 大西 雄太郎	（社）長野県医師会会長
しま こういち 島 孝一	（社）長野県経営者協会副会長・中信支部長、鍋林(株)取締役会長
たかはし せいいち 高橋 精一	長野県職員労働組合中央執行委員長
なかしま みか 中 島 実香	弁護士
なかむら りゆうこ 中村 竜子	（社福）長野県社会福祉協議会顧問
ふじはら ただひこ 藤原 忠彦	長野県町村会長（川上村長）
まつおか えいこ ◎松岡 英子	信州大学教育学部教授
もてき まもる 茂木 守	長野県農業協同組合中央会会長
わしざわ しょういち 鷺澤 正一	長野県市長会長（長野市長）（H19.4.14～）